



年度末労働災害防止強調月間

期間は2025年3月1日～31日ですが、2月も危険性の高い月です

多くの公共工事が竣工を迎えるこの時期、現場ではさまざまな要因が生じて災害が発生しやすい状況になっているといえます。

桜の季節もすぐそこまで、というところで災害に遭っては、無事故で過ごした冬の苦勞もむくわれません、ここで今一度安全対策の再チェックを！



⊗ 危険要因その1

多くの現場が竣工に向けて追い込みに入るため他現場への応援のために、作業者の出入りが多くなるのが今の時期。

そのために日替わりで職長が変わったり、資格者が入れ替わったりする事態が発生する。

特に重機オペレーターなどが応援で現場を離れたりした場合、資格はありながら普段はオペをしていない作業者が急遽代わりに操作を行い操作ミスで災害が発生した例もあります。

😊 事故防止のために

他の現場へ応援に行くために自分の現場には資格を持った者が誰もいなかった…

そのような状況で安全な作業は出来ません。



やむをえず資格者が現場を離れる場合は施工会社の責任において確実な代理者の選任と引継ぎを確実に！

⊗ 危険要因その2

工期をあせるばかりに、常日頃はあたりまえに行っている安全対策も、二の次になりがち。

例えば、足場の手摺を外しておきながら作業場所を変更したとたん、外した事すら忘れてしまうことがあります。

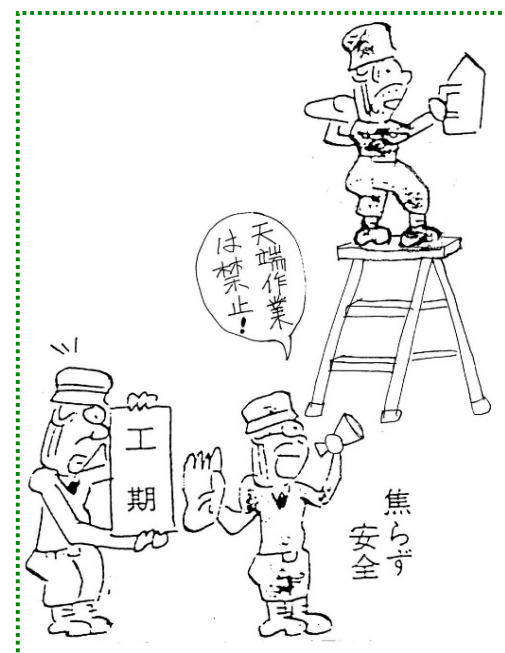
また、外されたままの手摺を見ても直そうとしなかったり、後回しにしたりすること皆さんも経験がありませんか？

😊 事故防止のために

どんなに忙しくとも、工事全体に目を配らなければならない責任は逃れることは出来ません



右図のようにありあわせの道具で作業した結果、災害に繋がったではやりきれません。ルール違反を黙認しないようにしたいものです



そして今の時期



冬の間にくたびれたワイヤーありませんか?

素線切れ
こうなる前に



Q&A 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q 高さ5メートル未満の低い位置なら昔から使っている安全帯も使ってもいいんですよね?

A ダメです! 2022年1月2日以降、いわゆる『安全帯:としての規格で製造された製品』は使用禁止となりました、そうなるからもう3年も経ちましたよ!

高さ5m未満の位置であれば『胴ベルト型』も使用できるとなっていますがそれは新規格の『墜落制止用器具』として製造されたものの事ですので昔の安全帯を使ってもいいということではありません
まだ使えるし捨てるのもったいないという気持ちはわかりますが、潔く廃棄して入れ替えましょう



ただし!! 販売されている製品の中には”規格不適合”の製品もあります

厚生労働省 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39470.html

を確認してから、軽量で使い勝手の良い製品を選んでください。(そもそも使用せず作業できる作業床の確保が優先ですが)